

1. 目 次

- 【1】特許印紙により特許料等を予め納付できる期限を令和5年3月31日とします（特許庁）

イベント情報

- 【2】地域と特許庁を結ぶイベント「つながる特許庁 in 札幌」を開催します！（特許庁、北海道経済産業局）
- 【3】「CASE・カーボンニュートラル・DX対応知財戦略セミナー（第2回）」について（中国経済産業局）
- 【4】自動化・スマート工場スタートガイドセミナー × Sler's Day in 広島（中国経済産業局）
- 【5】「（上級）特許調査研修（審査官の視点に近づこう！）【第2回】」受講者募集中！（INPIT）
- 【6】【知財契約】契約のイ・ロ・ハ＜第2回共同開発契約＞（INPIT 広島県知財総合支援窓口）
- 【7】【著作権セミナー】身近な著作権トラブルの開催について（INPIT 山口県知財総合支援窓口）
- 【8】「海外展開ブランディングセミナー・ワークショップ」（ジェトロ山口、山口市）
- 【9】信州大学 知的財産シンポジウム2022「産学官連携と知的財産～信州域から発信するイノベーションエコシステムと知財戦略の新しいかたち～」のご案内（信州大学、学術研究・産学官連携推進機構）
- 【10】「実践！知財戦略実現のための契約交渉～NDA、ライセンス契約で格上とどう交渉するか？～」（広島弁護士会）

- 【11】【知財コラム】 パテントGO！

「共同出願」 日本弁理士会中国会 弁理士 K. Y.

2. 内 容

- 【1】特許印紙により特許料等を予め納付できる期限を令和5年3月31日とします（特許庁）

特許法等の一部を改正する法律附則第六条第一項の政令で定める日を定める政令が閣議決定されました。特許印紙により特許料等を予め納付できる期限について、令和5年3月31日とします。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.meti.go.jp/press/2022/10/20221014003/20221014003.html>

■ ……イベント情報…………… ■

イベント情報については、以下の中国地域知的財産戦略本部 HP のイベントカレンダーを随時更新しておりますので、こちらもご活用ください。

▽中国地域知的財産戦略本部 HP イベントカレンダー▽

<https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/event/index.html>

【2】地域と特許庁を結ぶイベント「つながる特許庁 in 札幌」を開催します！
（特許庁、北海道経済産業局）

特許庁及び北海道経済産業局では、11月9日(水)に札幌市にて「つながる特許庁 in 札幌」を開催します。皆様のご参加をお待ちしております。
イベントの様子は全国にも YouTube Live でオンライン配信します。

【開催日時】11/9(水) 13:00～16:00 【申込締切】11/4(金) 17時まで
【場 所】・TKP ガーデンシティ PREMIUM 札幌大通 5 階
・オンライン配信
【参 加 費】無料

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://tsunagaru-jpo2022.go.jp/sapporo/>

【3】「CASE・カーボンニュートラル・DX 対応知財戦略セミナー（第2回）」について（中国経済産業局）

中国経済産業局では、全2回シリーズで「CASE・カーボンニュートラル・DX 対応知財戦略セミナー」を開催します。

第2回目の本セミナーでは、「CN を見据えた CASE 時代の自動車業界の変革とサプライヤーの方向性」や、「製造現場の自動化・デジタル化への対応」、「LCA の基礎と課題整理」等について、講師より分かりやすくご紹介します。
ご関心のある方は是非ご参加ください。

【開催日時】10/28(金) 14:00～16:40 【申込締切】10/26(水)
【開催方法】Microsoft Teams によるオンライン開催
【対 象】中国地域の自動車部品サプライヤーをはじめとしたものづくり企業等
【参 加 費】無料
【定 員】200 名程度
【内 容】

（講演(1)）CN を見据えた CASE 時代の自動車業界の変革とサプライヤーの方向性

講師：アーサー・ディ・リトル・ジャパン(株) プリンシパル 竹内 国貴 氏

（講演(2)）製造現場の自動化・デジタル化への対応

講師：アドバント(株) 代表取締役 岡田 智則 氏

(講演(3)) LCA の基礎と課題整理

講師：産総研 主任研究員 花岡 寿明 氏

(情報提供) 中小企業向け知財施策等の紹介

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://hirogin-areadesign.smktg.jp/public/seminar/view/892>

【4】自動化・スマート工場スタートガイドセミナー × Sler's Day in 広島
(中国経済産業局)

中国経済産業局では、中国地域のものづくり企業等におけるスマートファクトリーをはじめとした自動化・デジタル化等への対応促進を図るため、Sler 協会と連携し、「自動化・スマート工場スタートガイドセミナー × Sler's Day in 広島」を開催します。

本イベントでは、これから生産設備等の自動化・デジタル化への対応を検討しようと奮闘される皆様に向けて、自動化・デジタル化の考え方・進め方や、Sler の役割、自動化・ロボット導入事例などをご紹介するとともに、広島のロボットシステムインテグレータによる企業紹介、公的機関による支援施策等の紹介を行います。

自動化、デジタル化、ロボット活用等にご興味のある方は是非ご参加ください。

【開催日時】 11/17(木) 13:00~17:00 【申込締切】 11/15(火)

【会場】 (リアル) TKP ガーデンシティ広島駅前大橋 4 階ホール 4A
(広島市南区京橋町 1-7)

(オンライン) Cisco Webex による配信

【参加費】 無料

【定員】 (リアル・オンライン) 各 100 名

【内容】

《第1部》自動化・スマート工場 スタートガイドセミナー

講演 (1) 自動化・デジタル化の考え方・進め方

講師：アドバント株式会社 代表取締役 岡田 智則 氏

講演 (2) Sler の役割と事例紹介

講師：株式会社ヒロテック neXt 事業部 業務課 課長 国枝 潤 氏

講演 (3) ロボット導入事例紹介

講師：株式会社兼廣 本社事業部 製造部 室長 橋本 雄輔 氏

情報提供 鳥取県産業技術センター、広島商工会議所工業部会

《第2部》Sler's Day in 広島

Sler 企業紹介 (株)北川鉄工所、東邦工業(株)、(株)メンテックワールド、
(株)サンエイエンジニアリング ほか

公的機関による AI、IoT、DX、ロボット等の取組紹介

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://hirogin-areadesign.smtg.jp/public/seminar/view/925>

【5】「(上級) 特許調査研修 (審査官の視点に近づこう!)【第2回】」受講者募集中! (INPIT)

本研修では、特許庁審査官 0B の弁理士を講師に迎え、効果、効率的な先行技術調査手法や、特許審査官が進歩性をどのように判断するのかなどを学習いただくことにより、より品質の高い特許願書を作成する力、強くて広い特許権を取得する力の向上を目指します。

【研修期間】 12/19(月)～12/20(火)、12/22(木)～12/23(金) (4日間)

【研修会場】 12/19(月)～12/20(火)の座学はオンラインにて実施

(Zoom 又は Teams 使用)

12/22(木)～12/23(金)の先行技術調査実習は下記の会場にて実施

独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT) VDT 教室

(東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎ノ門三井ビルディング 7 階)

【定 員】 機械・装置、化学(高分子)、電気・電子 各 10 名程度

(各分野定員に達し次第、その分野の募集を締め切ります)

【受講料】 43,000 円 (消費税込)

【募集期間】 10/5(水)～11/9(水)

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.inpit.go.jp/jinzai/kensyu/expert/jyou/index.html>

【6】【知財契約】契約のイ・ロ・ハ<<第2回共同開発契約>>

(INPIT 広島県知財総合支援窓口)

知的財産ミニ勉強会 (Web)『契約のイ・ロ・ハ』第2回のテーマは、共同開発契約です。契約に関する基礎知識に加えて、共同開発契約に関する基礎知識、営業秘密と不正競争防止法等について分かりやすくご説明いたします。

【開催日時】 11/25(金) 13:30～14:30

【開催方法】 オンライン (Zoom ウェビナーによるライブ配信)

【参加費】 無料

【講師】 INPIT 広島県知財総合支援窓口 (一般社団法人広島県発明協会)

知財活用アドバイザー 原田 昌博 (はらだ まさひろ) 氏

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.hiroshima-hatsumei.jp/news/kiji17170.html>

【7】【著作権セミナー】身近な著作権トラブルの開催について

(INPIT 山口県知財総合支援窓口)

近年、インターネットを通じて情報を交換することが当たり前の時代になり、オンライン会議においても電子的なデータのやり取りが通常になっています。また、メール、ブログ、SNS等で発信するときに、第三者の文章やイラスト等を利用または参照することもあります。

この研修においては、著作権法における基本的な考え方を習得し、さらに裁判における応用的な考え方や著作権に関する契約書の実践的な作成の仕方について、学んでいただくことを目標にしています。
奮ってご参加ください。

【日 時】 11/14(月) 14:00～15:30【申込締切】 11/7(月)
【場 所】 KDDI 維新ホール会議室 205A (山口市小郡令和1丁目1番1号)
【対 象】 県内中小企業、支援機関等
【定 員】 15 名
【受講料】 無料

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/yamaguchi/news/cat2/post_20.html

【8】「海外展開ブランディングセミナー・ワークショップ」
(ジェトロ山口、山口市)

ジェトロ山口ではこの度、山口県央連携都市圏域内企業を限定に、海外展開に必要なブランディングについて学ぶセミナー・ワークショップを2回に分けて開催します。

セミナーでは、海外展開を行うために必要なブランディングについて、ブランドストーリーの作り方や伝え方などのポイントを学習し、ワークショップでは、自社及び自社製品のブランドストーリーを示した絵コンテの作成・発表・講評などを行います。

自社の製品を魅力的にブランディングしたいとお考えの皆様、是非奮ってご参加ください！

【日 時】《セミナー》 11/11(金) 13:30～15:00
《ワークショップ》 12/ 9(金) 13:30～15:30
【場 所】 山口市役所 3階第7会議室 (山口市亀山町2番1号)
【参加費】 無料
【定 員】 10社(先着順)※定員に達した場合のみご連絡します
【対 象】 山口県央連携都市圏域に拠点を置く企業

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.jetro.go.jp/events/yac/b300f3d1b1597116.html>

【 9 】 信州大学 知的財産シンポジウム 2022「産学官連携と知的財産～信州域から発信するイノベーションエコシステムと知財戦略の新しいかたち～」のご案内（信州大学、学術研究・産学官連携推進機構）

本シンポジウムでは、冒頭に、基調講演で我が国の知財エコシステムの強化に関する取組についてご紹介いただきます。続いて、信州大学のイノベーション創出システムについて紹介し、企業からの視点、そして研究者の視点からの講演後、信州域を担当される行政のお立場から今の時代の産学官連携についてご講演いただき、産学官連携において持続的な発展をもたらすには、どのようなイノベーションエコシステムを構築し進めていくのが良いか、知財戦略にも触れつつ、今後の道筋について議論を深めます。

【日 時】 11/4(金) 14:00～17:00

【開催形態】 オンライン（Zoom ウェビナー）

【参加費】 無料

【対象】 産学官連携や知的財産にご興味のある方ならどなたでも

【定 員】 先着 300 名予定（事前登録制）

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

https://www.shinshu-u.ac.jp/institution/suirlo/docs/221104_chizaiseinar_flyer.pdf

【 1 0 】 「実践！知財戦略実現のための契約交渉～NDA、ライセンス契約で格上とどう交渉するか？～」(広島弁護士会)

知的財産講座「実践！知財戦略実現のための契約交渉～NDA、ライセンス契約で格上とどう交渉するか？～」開催決定！

大切な知的財産を「交渉力」として正しく活用し、事業化・収益化するための「交渉術」を、事例に即して弁護士が解説します。

【日 時】 11/24(木) 15:00～17:00【申込締切】 11/11(金)

【場 所】 ・オンライン (Zoom 開催を予定 参加申込み後 URL を案内いたします)

先着 100 名

・広島弁護士会館 2 階大会議室 (広島市中区上八丁堀 2 番 73 号)

先着 50 名

【参加費】 無料

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

https://www.hiroben.or.jp/event_post/2459/

【 1 1 】 【知財コラム】 パテント GO !

企業や個人の皆様が「知的財産」に対する興味・関心を持つとともに、知識を深めるきっかけにさせていただくことを目的に、「知的財産」に関するコラムの連載をしています。最前線でご活躍される弁理士の方々によるホットな情報をお届けしていますので、お楽しみください。

(日本弁理士会 中国会にご協力いただき、月2回程度配信予定です。)

* * * * *

☒ ☐ ☐	-----
☐ ☒ ☐ 「共同出願」	
☒ ☐ -----	
日本弁理士会中国会 弁理士 K. Y.	

特許や商標等の出願は、複数の出願人による共同出願とすることができます。例えば、2人の発明者がアイデアを持ち寄って1つの発明を完成させた場合には、それら2人の共同出願とするのが妥当であることが多いでしょう。

ところが、例えば、A社が単独で発明を完成させたが、その発明品の製造販売をB社と共同で行うから、A社とB社との共同出願で特許出願をしたいというケースがあります。このようなケースでは、ちょっと考え直した方がよい場合もあります。

というのも、共同出願を行った結果、特許権が2社以上の共有となった場合には、様々な制約が課されるからです。例えば、特許権の各共有者は、他の共有者全員の同意を得なければ、特許権のうち自己の持分を譲渡することも、自己の持分に基づいて特許権を他者にライセンスすることもできません。

また、各共有者は、原則として他の共有者の同意を得なくても特許発明の実施をすることができるため、上記のケースだと、実際には発明に寄与していないB社が、A社が発明した特許発明を自由に実施できることになってしまいます(ただし、これについては契約で制限することが可能です)。

このように、色々気を付けるべき点があるため、共同出願は慎重に行うことをおすすめします。上記のケースであれば、特許出願はA社が単独で行い、得られた特許権をB社にライセンスするというやり方でもビジネス上問題ないのであれば、そうした方がA社側のリスクを小さくできるでしょう。

本メールサービスの内容等に対するお問合せ、ご意見、ご要望、また本メールサービスの配信の希望、中止及び配信先の変更等はこちらへお願いします。

中国地域知的財産戦略本部事務局

経済産業省 中国経済産業局 地域経済部 産業技術連携課 知的財産室

住 所：〒730-8531 広島市中区上八丁堀6番30号

TEL：(082) 224-5680

E-mail：cgk-tokkyo アットマーク meti.go.jp

(お願い)上記「アットマーク」を「@」に変更してください。

URL：https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/mail_mz/index.html
